

第 16 回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和 3 年 10 月 12 日

第 16 回 草津市農業委員会総会 会議録

開会 令和3年10月12日（火） 午後1時30分～

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第 24 号
農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 3 報告第 25 号
農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 4 報告第 26 号
農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について（報告）
- 第 5 報告第 27 号
農地変更届出について（報告）
- 第 6 議 第 41 号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 7 議 第 42 号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 8 議 第 43 号
農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	2 番	石田 隆司	3 番	中野 隆史
4 番	横江 岩美	5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一
7 番	山本 英裕	8 番	木村 幸夫	9 番	木下 範明
10 番	中島 紀昭	11 番	小川 雅嗣	12 番	横江 吉美
14 番	堀 裕子				

・会議に欠席した委員

13 番 中村 好明

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 和夫	2 番	吉川 眞史	3 番	田村 捨要
4 番	中西 真由巳	5 番	久保 和久	6 番	三澤 茂
7 番	山田 稔幸	8 番	中川 正平	9 番	杉江 日出男
10 番	葛原 孝博				

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長 相井 義博 参事 服部 英亜 主任 宇野 耀

農林水産課

課長 舟木 朋宏 主事 西井 万裕

本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りでありますので、これを御了承願います。

会長 それでは、これより日程に入ります。
 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
 会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号5番
横江 年男委員、議席番号12番 横江 吉美委員、以上の兩人を指名いた
します。

会長 次に、日程第2 報告第24号「農地法第4条第1項第8号の規定による
届出の報告について」番号1番を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と
説明を願います。

事務局 それでは、報告第24号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に
ついて説明いたします。

 この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

 今月の届出は1件です。

 議案書は、2ページでございます。

 番号1番は、届出人が露天駐車場として、本人が所有する木川町地先の登
記地目 田、現況 雑種地1筆計48㎡を転用されようとするものです。申
請地の登記簿は、田であります。約50年以上前から駐車場として利用さ
れており、申請者は経過書を添付のうえ本申請をされました。隣接地は、宅
地・田・道路であります。農地は申請者の所有地であることから隣地承諾
を得なければならない農地はございません。

 なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第
6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については
問題ないものとし、9月28日付けにて専決規定に基づき、局長専決により
受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第24号を終わります。

会長 次に、日程第3 報告第25号「農地法第5条第1項第7号の規定による
届出の報告について」番号1番から5番までを議題とし、事務局より、報告

事項の朗読と説明を願います。

事務局

次に報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、5件です。

議案書は、3ページ・4ページでございます。

はじめに番号1番は、譲受人が露天駐車場として、譲渡人が所有する矢倉二丁目地先の田1筆計1,011㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。隣接駐車場にあわせるよう、敷地全体に40cmから80cmの盛土を予定しており、敷地北側以外は土留めとして擁壁を設置されます。

雨水排水は、敷地内側に会所柵を設置し、申請地内東西に横断している水路へ放流されます。隣接地は、宅地・雑種地・鉄道用地・田であり、田の所有者および耕作者より同意を得ております。

次に番号2番は、譲受人が共同住宅建築用地として、譲渡人が所有する野路七丁目地先の田2筆、計418.13㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。敷地は、昭和61年より駐車場として利用されており、農地ではなくなっているため、顛末書添付のうえ申請がなされました。顛末案件であるため造成工事等はありません。隣接地は、道路・宅地・田であります。隣地承諾が必要となる農地はございません。

次に番号3番は、譲受人が一戸建専用住宅を建築するため譲渡人が所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業区域内の南笠町地先の田1筆332㎡、換地面積165㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。周囲は、土地区画整理事業のエリアでありますことから隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に番号4番は、譲受人が共同住宅として、譲渡人が所有する新浜町地先の登記地目 田、現況 畑2筆、計661㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。前面道路高にあわせ、敷地全体に30cmから50cmの盛土を予定しており、土留めとして申請地西側にL型擁壁を設置されます。雨水排水は、申請地西側に設置する雨水柵より敷地西側水路へ放流されます。隣接地は、田・宅地・公衆用道路であります。田については申請者所有の

田と国土交通省名義の現況里道のため、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号5番は、譲受人が露天駐車場として、譲渡人が所有する矢橋町地先の田1筆、1,789㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。前面道路高にあわせ、敷地全体に1m程度の盛土を予定しており、高低差が30cm以上発生する西側と南側にはL型擁壁を設置されます。雨水排水は、敷地南側に新設する敷地内水路から西側と南側にある既存の水路へ放流されます。

隣接地は、道路・水路・雑種地・里道であることから隣地承諾が必要な農地はございません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は9月22日付け、2番は9月21日付け、3番は9月9日付け、4番は9月1日付け、5番は9月28日付けにて、専決規定に基づき、それぞれ局長専決により受理しております。

(質問・意見なし)

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報第25号の報告を終わります。

会長 次に、日程第4 報告第26号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番から3番までの各案件を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 はい、報告第26号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

議案書の5ページを御覧ください。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地法第3条による賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に届出をしていただくものであります。

今月の届出は3件です。

はじめに番号1番は、賃借人は賃貸人が所有する山寺町地先の田1筆1、193㎡に対して、農地法第3条による賃貸借権の設定をしておりましたが、今回、合意解約がなされました。

解約に至った理由につきましては、耕作者の変更でございまして、同時に新たな耕作者との利用権設定の申込書が提出されております。

次に番号2番は、賃借人は賃貸人が所有する志那町地先の田1筆2、997㎡に対して、農地法第3条による賃貸借権の設定をしておりましたが、今回、合意解約がなされました。

解約に至った理由につきましては、賃借人が所有していた農機具が故障、処分したためでございます。

今後は、自作される予定であります。

次に番号3番は、賃借人は賃貸人が所有する志那中町地先の田1筆3、131㎡に対して、農地法第3条による賃貸借権の設定をしておりませんが、今回、合意解約がなされました。

解約に至った理由につきましては、賃借人が高齢になり耕作を続けることが難しくなったためでございます。

今後は、新たな担い手との間で利用権設定をされる予定であり、すでに申込書が提出されております。

なお、この解約通知書につきましては、番号1番は8月25日付け、番号2番は8月24日付け、番号3番は9月3日付けでそれぞれ受理しております。

以上、賃貸借の解約通知3件について、受理しましたので報告いたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第26号を終わります。

会長 次に、日程第5 報告第27号「農地変更届出について」番号1番の案件を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 はい、報告第27号 農地利用変更届出について説明いたします。
この届出は、田から畑へ地目を変更されようとするものです。

今月の届出は、1件です。
議案書の6ページを御覧ください。

番号1番は、届出人が木川町地先の田1筆291㎡を田から畑へ変更されようとするものです。

当該地は、約50年前から畑として利用されてきたとのことであり、経過書を添付のうえ、届出がなされました。

現在、柿、キウイフルーツ、自家用野菜を栽培されており、今後も、現状のまま利用される計画となっています。

周囲は、宅地および道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

以上、農地利用変更届出書について、添付書類等確認いたしましたが、不備等はなく、受理いたしましたので、御報告いたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第27号を終わります。

会長 次に、日程第6 議第41号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして、議第41号 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、1件です。

議案書は、7ページです。

番号1番は、譲受人が譲渡人の所有する下笠町地先の畑1筆計741㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、以前から申請地を借り受け畑として耕作されておりましたが、今回、譲渡人の成年後見人から購入いただけないかとの申し入れがあり、購入を決められました。

そのため、成年後見人の登記事項証明書の写しを添付のうえ、成年後見人

および譲受人の連名にて申請がなされております。

作付け計画としましては、現状のまま、里芋、大根、ジャガイモ等の野菜を作付けされます。

今回の取得により譲受人の耕作農地は5,781㎡となりますことから、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の要件を満たしております。

また、その他の要件については、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件および第3号の信託要件については、譲受人は個人であるため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第7号の地域調和要件については、取得されます地元の生産組合長の同意も得られており、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請1件について、添付書類等を確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番の案件につきましては、議席番号8番委員、お願いします。

8番

9月8日に8番推進委員と現地確認に行っておりました。今、事務局から説明があった通りでございます。本人さんがいてくださいます、なかなか積極的にこの土地のことについて一生懸命教えてください、このまま頑張って農地としてやって頂けると思いましたし、快くハンコを押させて頂きました。以上です。

会長

これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

14番

他に直接関係ないかもしれませんが、譲渡人さんと譲受人さんの御関係は何ですか。

事務局 御関係は特に親子間等ではなくて、遠い親戚に当たると伺っております。以前から、譲渡人さんの方が、耕作される方がおられない関係で、譲受人の方がずっと耕作されてきました。そのまま借りるだけでも良かったそうなのですが、成年後見人が付いて、成年後見人の方が財産整理と言いますか、財産の処分を考える中で買っていただけないかと申入れがありましたので、購入されることになりました。

14番 相続人さんはいらっしゃらないのですか。

事務局 相続人さんはおられないようなことをお伺いしております。後見人さんは、弁護士さんが付いておられましたので、御家族の方が近くにおられないようなお話です。

14番 すみません、ありがとうございました。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第41号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の各案件は、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第41号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の各案件は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7 議第42号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から8番までの各案件について、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして、議第42号 農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、8件です。

議案書は、8ページから10ページです。

始めに番号1番について説明いたします。

議案書8ページを御覧ください。

番号1番は、譲受人が露天農業用具置場として、譲渡人が所有する岡本町地先の田2筆、計66㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。盛土は、ほとんど行われず整地程度となります。雨水は、敷地東側の水路から南側の道路側溝へ放流されます。周囲は、道路・宅地・田であり、田は、申請人の所有地であるため隣地承諾が必要な農地はございません。農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。一般基準については、工事見積書、売買契約書の添付および事務局職員で通帳の確認を行ったことから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

続きまして、番号2番について説明いたします。

議案書は、引き続き8ページです。

番号2番は、譲受人が露天資材置場として、譲渡人が所有する岡本町地先の田2筆、計1,140㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。申請者は、大津市内で不動産業、建築業を行う業者であり、今般住宅ニーズが高い草津市内で資材置場の取得を検討されていたところ本申請地の用地交渉の話がまとまったため露天資材置場として申請されました。前面道路高と合わせるため敷地全体に50cm程度の盛土を予定されており、敷地北側には土留めとしてL型擁壁を設置されます。雨水排水については、敷地勾配を付け、敷地西側に新設する水路から南側市道の側溝へ放流されます。周囲は宅地・道路・田・畑であり、農地の所有者、耕作者からは隣地承諾を得られております。農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。一般基準については、工事見積書、売買契約書お

よび残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されま
す。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当し
ないことから許可相当と考えます。

続きまして番号3番について説明いたします。

議案書は、9ページになります。

番号3番は、譲受人が農業用車輛、運搬車輛用車庫を建築するため、譲渡
人の所有する北山田町地先の田1筆、490㎡を売買にて取得し、転用され
ようとするものです。譲受人は、農地所有適格法人であり、事業拡大に伴い、
農業車輛の大型化、作物運搬車輛の増加による駐車スペースのひっ迫を問題
としておりました。駐車場を事業所近傍で探していたところ、事業所の向か
いの田の所有者が遠方にお住まいだったこともあり、農地を手放したいとい
う意向であったため用地交渉を行い、本申請に至りました。前面道路高に合
わせるため、約60cm程度の盛土を行います、土留め工はなく、安定勾配
(約30度)をつけた法面処理を施されます。雨水排水は、敷地東側の造成
高が低くなるように勾配を付け、東側の水路へ放流されます。周囲は道路・
田・水路であり、田の所有者、耕作者からは隣地承諾を得られております。
農地区分については、当該農地は農業振興地域の青地であり、農業公共投資
の対象となっている第1種農地と判断されます。第1種農地での農地転用は
原則不許可ですが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合は
例外許可が認められており、9月10日の農業委員会総会にて用途変更の審
議にて「異議なし」と採決されましたことから、本申請を許可することはや
むを得ないものと考えます。一般基準については、工事見積書および残高証
明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当し
ないことから許可相当と考えます。

番号4番と7番は、関連する案件ですので、まとめて説明させていただきます。

議案書は、9ページ、10ページを御覧ください。

番号4番は、譲受人が露天駐車場として、譲渡人の所有する南山田町地先
の田1筆、546㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。番号7
番についても譲受人が露天駐車場として、譲受人の父が所有する南山田町地
先の田1筆、81㎡を使用貸借にて借り受け転用されようとするものです。
申請地周辺では駐車場のニーズが高く、隣接地で申請人の子が住宅を建築す
ることから、併せて造成し、近隣への貸し露天駐車場として土地利用を計画

されました。申請地は、全体的に20cmから40cm程度の盛土を行われます、隣接地との高低差が30cm以上発生しないことから擁壁での土留めはなく一部コンクリートブロックを境界に設置されます。雨水排水につきましては、敷地北西に雨水枡を設置し、西側で造成される申請人の子の住宅敷地に設置予定の雨水枡まで暗渠管をつなぎ、そこから西側水路へ放流されます。隣接地は、道路・田・宅地であり、田の所有者、耕作者からは隣地承諾を得られております。農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。一般基準については、工事見積書、売買契約書および残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号5番と6番についても関連する案件ですので併せて説明いたします。議案書は9ページを御覧ください。

番号5番は、譲受人が専用住宅として譲渡人の所有する南山田町地先の田1筆、136㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。番号6番は5番の隣接地であり、譲受人が専用住宅として譲受人の祖父が所有する南山田町地先の田1筆362㎡を使用貸借にて借り受け転用されようとするものです。申請人は、現在、実家に同居しておられますが、結婚を機に、実家の近傍に住宅建築を予定されました。敷地全体的に40cm程度の盛土を予定されており、隣接地との高低差が30cm以上発生しないことから擁壁での土留めはなく一部コンクリートブロックを境界に設置されます。雨水排水については、建築物外周に雨水枡を4か所設け、暗渠管を通り敷地北側の雨水枡より水路へ放流されます。隣接地は、道路・田・宅地・水路であり、隣接田については、議案番号4番、7番で転用される田であることから隣地承諾が必要な農地はございません。農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。一般基準については、工事見積書、売買契約書および融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当し

ないことから許可相当と考えます。

続きまして番号8番について説明いたします。

議案書は10ページを御覧ください。

番号8番は、譲受人が露天資材置場として、譲渡人が所有する木川町地先の田1筆、1,084㎡と畑1筆、39㎡、計1,123㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。申請者草津市内で不動産業、建築業を行う業者であり、今般住宅ニーズが高い草津市内で資材置場の取得を検討されていたところ本申請地の用地交渉の話がまとまったため、露天資材置場として申請されました。前面道路高にあわせ、敷地全体的に1m程度の盛土を予定されており、敷地外周には道路側を除きL型擁壁を設置されます。雨水排水については、敷地南西に勾配を付け、雨水柵より水路へ放流されます。隣接地は道路・田・水路であり、田の所有者、耕作者からは隣地承諾を得られております。農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。一般基準については、工事見積書、売買契約書および残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上8件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

番号1番と2番の案件につきましては、議席番号1番委員、お願いします。

1番

9月15日に、1番推進委員さんと一緒に現地確認を行いました。現地は1番と2番は隣同士の田んぼでして、特に問題のあるところはありませんでした。隣地承諾も得られておりましたので問題ないものと判断いたします。よろしくお願いいたします。

会長

番号3番の案件につきましては、議席番号5番委員、お願いします。

5 番 現地確認報告をいたします。ただいまの案件につきまして、8月28日に、5番推進委員さんと現地確認に寄せて頂きました。その結果、道路面、又、排水面につきまして、問題ございませんでした。又、排水につきましては、南側にU字溝を設置し東側の用水路へ流すと説明を受けて参りました。よろしくお願ひいたします。

会長 番号4番から7番の案件につきましては、議席番号6番委員、お願ひします。

6 番 9月19日に、6番推進委員さんと現地確認をさせて頂きました。4番から7番についてはバラバラになっていますが、同じところに存在しております。お祖父さんと孫、お父さんと子という関係になります。隣地承諾をもらわなければならない田んぼが1筆ありましたが、それも承諾済みです。水路、その他についても問題ないということで、よろしくお願ひいたします。

会長 番号8番の案件につきましては、再度になります、議席番号5番委員、お願ひします。

5 番 現地確認報告をいたします。9月8日に5番推進委員さんと現地確認に寄せて頂きました。その結果、境界面、排水面、又道路面につきまして、問題ございませんでしたので確認書にハンコを押させて頂きました。よろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願ひします。

1 4 番 番号1番について質問ですが、図面に申請地2筆 ●●●—●、●●●—●とありますが、横にも●●●—●の記載がありますが、これは関係ないですかね。このいびつな形が2筆なのですよ。

事務局 御説明をさせて頂きます。右側に●●●—●の田と●●●—●の田を吹き出しで示していますが、●●●—●につきましては、この点線で囲っているエリアに入っております。●●●—●につきましても、この点線のエリアに入っているのですが、この吹き出しにも出ているのですが、このいびつな形の中にいびつな形をした土地が2筆あるというかたちで考えて頂ければと思います。現況はもう少しいびつな形になっております。左側にくの字で土地

がありまして、右側にも小さな土地が1筆あるというかたちの2筆がこの中に入っているような形になります。

1 4 番 そうすると、左側の●●●—●の記載はいらないのですか。

事務局 そうですね、わかりにくかったですし要らなかったかもしれないです。

1 4 番 要らないですよ。2枚目には●●●—●しか書いてないので実際には2筆なのですよ。

事務局 はい、2筆になります。

1 4 番 いびつな形というのは、隣接する土地とは所有者は変わりますが、それは、境界がわかるように一応境界と書いていますがどのようにわかるようになっているのですか。

事務局 今回の開発のために分筆されておりますので、その辺は両方の話をつけながら分筆しているかたちになります。境界はお互いに話し合いながら決めておられると思います。そここのところについては、申し訳ないと思っているのですが。

1 4 番 いびつな形ですので、所有者さんは区別がつくのかな、どんな区分けになっているのかなと思いました。

事務局 そもそも田の形がいびつであったのを今回、開発で片方は資材置場というかたちできれいな成型な形にされて、もう片方については、番号1の譲受人が所有することによって、若干いびつですが少し斜めの形の田と農機具置場というかたちで、合わせて一体利用されるかたちになります。元々いびつな形で斜めに田んぼがあって、その横に又斜めな形の道路と挟まれた小さめの田がありまして、これを今回の開発で、片方は露天資材置場で成型な形に、今回の番号1番については農機具置場と田の所有者が同じになりますので、北側は斜めになりますが、少し成型な形の田と農機具置場という形で一体利用されます。

会長 よろしいでしょうか。

1 4 番 はい。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第42号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1から8番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第42号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から8番までの各案件は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第8 議第43号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を議題とします。

会長 それでは、議第43号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 それでは、農用地利用集積計画（案）の決定につき担当者より御説明をさせていただきます。

農林水産課 それでは、議題43号農用地利用集積計画（案）について、説明させていただきます。

農地中間管理機構から、利用権設定にかかる申し込みが本市にありました。このことに伴い、農用地利用集積計画を作成しましたので、農業経営基盤強化促進法に基づき農業委員会で御審議いただくものでございます。

計画の内容については、お配りしております「農用地利用集積計画【農地中間管理権】（案）令和3年10月20日公告」を御覧ください。

1ページ目は今回の集積計画による面積の集計でございます。

左下を御覧いただきまして、今回は9筆、計14,609㎡の農地が利用

権設定されます。

農地の詳細につきましては2ページ目を御覧ください。

当該農地の地権者から中間管理事業の申込書が提出され、山寺町の農地2筆、長束町の農地1筆、下笠町の農地6筆が農地中間管理機構に貸し付けられます。

3ページ目を御覧いただきまして、こちらは農地中間管理機構が作成されました農用地利用配分計画（案）になります。通例ですと、7月に農用地利用調整会議を招集、開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症にかかる「感染再拡大警戒局面」であったことに鑑みまして、関係機関との間で書面による協議が行われ、担い手への農地の集積・集約を目的に、隣接農地の耕作者に貸付されることが決定されました。

以上で令和3年10月20日公告予定の、農用地利用集積計画の内容についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。
ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長 御意見御質問はございませんか。

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第43号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第43号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 午後 2時 23分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和3年10月12日

会 長 石田 隆司 _____

署名委員 横江 年男 _____

署名委員 横江 吉美 _____